

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	医療政策課	整理番号	12
処分の種類	医業類似行為に係る施術所の使用制限等			
根拠法令条例等・条項	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第12条の2第2項			
処分の概要	医業類似行為に係る施術所の使用制限等			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>○ あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第12条の2 (略)</p> <p>2 第4条、第7条から第8条まで及び第9条の2から第11条までの規定は、前項に規定する者又はその施術所について準用する。この場合において、第8条第1項中「都道府県知事(地域保健法第5条第1項の政令で定める市又は特別区にあつては、市長又は区長。第12条の3及び第13条の2を除き、以下同じ。)」とあるのは「都道府県知事、地域保健法第5条第1項の政令で定める市の市長又は特別区の区長」と、同条第2項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」と、第9条の2第1項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。)」と読み替えるものとする。</p>			
基準の制定根拠	-			